

案件名：「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」に係る支援事業者の募集

管理番号	質問内容	回答
1	・仕様書 太陽光発電設備等の施工監理・検査について 太陽光発電の設置後は発電・売電していることが重要だが、それらを計測・モニタリングする機器に関する仕様等の項目をどのように考えたらよいか？	太陽光発電設備の稼働状況を計測・モニタリングする機器については、標準的な機器として設置するものと考えており、「購入希望者へ提供する太陽光発電及び蓄電池システムのプラン」の内容として、様式3－3に記載してください。 また、HEMS等の標準以上の計測・モニタリング機器については、追加オプションとして同様に記載してください。
2	質問1に関連して、目視検査では発電を保証できないためモニターやそれに準ずる遠隔監視を義務づけすることで、検査や不具合の確認の他、環境価値の計測による脱炭素化のカウントが必要だと考えられるがいかがでしょうか？	モニターやそれに準ずる遠隔監視については、追加オプションとして「購入希望者へ提供する太陽光発電及び蓄電池システムのプラン」の内容として、様式3－3に記載してください。 なお、購入希望者の費用負担が増加する可能性もあり、義務付けることは認められません。